平成２８年（フ）第１７４３号
大阪府東大阪市長堂２丁目16番25号　103号
債務者　原山知恵こと　宋　　知恵(旧姓松山)
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８０８号
大阪府高槻市東五百住町１－４－16堀本方、住民票上の住所大阪府高槻市東五百住町２丁目27番７号
債務者　久保　留美
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０４０号
大阪府箕面市西小路２丁目13番40号（408号）
債務者　松下　　純
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０４４号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所大阪市旭区高殿３丁目11番１－502号
債務者　出藏　正治
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1299番地１　Ｐハウス95　203
債務者　野原　康二
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１２号
大分県中津市中央町２丁目６番21号
債務者　外園　典子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月14日午前11時10分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７号
釧路市春採２丁目17番19号　安部マンション
債務者　熊谷　則夫
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第８８号
北海道川上郡弟子屈町朝日４丁目４番16号
債務者　薄田智佳子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２４０号
東京都狛江市中和泉４丁目25番11号本橋荘203
債務者　八重樫勝英
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２４１号
東京都狛江市中和泉４丁目25番11号本橋荘203
債務者　八重樫アルリンこと　ヤエガシ　アルリン　ターナ
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３９５号
東京都八王子市散田町５丁目18番１号ヒルバレーめじろ台205号
債務者　藤田　　潤
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４５２号
東京都西東京市向台町５丁目６番４号向南コーポ102号
債務者　安達　貴子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８８号
栃木県宇都宮市東宿郷６丁目４番16号　シティパーク光402、前住所栃木県宇都宮市睦町６番11号　睦コーポ210号
債務者　松岡　弘道
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１１号
栃木県宇都宮市簗瀬町1381番地60、前住所栃木県鹿沼市西茂呂３丁目17番地９
債務者　鎌田　順司
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４４号
静岡県焼津市道原1082番地、旧住所静岡県焼津市本町５丁目９番11号
債務者　秋山　弘行
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部